平成２６年（フ）第５０７号
千葉県市川市南八幡２丁目13番９―101号
債務者　北　　直人
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０１号
新潟市西蒲区巻甲2152番地
債務者　水倉　忠一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１０号
新潟市北区新元島町4018番地58
債務者　坂上　重子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３号
新潟県燕市吉田3720番地の１　市営住宅34号
債務者　草野　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１６号
新潟市西区新通南２丁目17番28号
債務者　矢澤　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３８号
新潟市西区青山６丁目18番70号　アトリオ青山Ｃ202
債務者　早坂　　務
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２５号
金沢市粟崎町ニ73番地８、従前の住所福岡県北九州市小倉北区中津口２丁目３番30号
債務者　根来　彩仁
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
福井県敦賀市中央町２丁目８番15―３号
債務者　荒駒　光雄
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第９４号
長野市大字南堀12番地13
債務者　永井　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
長野市大字南堀12番地13
債務者　永井　政嗣
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
長野市大字南堀12番地13
債務者　永井　　博
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
長野市大字石渡248番地
債務者　石井　浩行
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
長野市青木島町青木島乙448番地３　ディアコート青木島Ａ203
債務者　中村　敦子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
長野市大字北堀816番地６　ライフステージアサヒ105号
債務者　小林亜由美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
長野市青木島町大塚1391番地５
債務者　井上　富雄
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
長野市大字稲葉2703番地
債務者　赤松百合子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
長野市若宮１丁目10番地13　ハイツ宮島203
債務者　岩本　政利
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
長野県上水内郡飯綱町大字赤塩6523番地１Ａ
債務者　金井　良枝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係